

○ 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

別表 1

別表 1

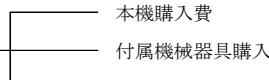
第1 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）

第2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）

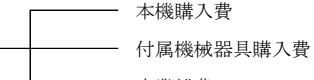
第1 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）

第2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）

別表 2

区分	補助対象経費
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）	<p>1 (略)</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策</p> <p>(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>国庫充当率は1／2以内（沖縄県については2／3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア 機械器具費</p> <p>事業費 ────────────  本機購入費 付属機械器具購入費 事業雑費</p> <p>リースの場合は、「本機購入費」を「使用料及び賃借料」と読み替えるものとする。</p> <p>事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。</p> <p>ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>

別表 2

区分	補助対象経費
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）	<p>1 (略)</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策</p> <p>(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>国庫充当率は1／2以内（沖縄県については2／3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア 機械器具費</p> <p>事業費 ────────────  本機購入費 付属機械器具購入費 事業雑費</p> <p>事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。</p> <p>ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>

(2) 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

① (略)

②路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

(略)

ア 林業専用道（規格相当）（施設一体型以外）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均3万5千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均3万8千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均4万1千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

ア 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均5万0千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均5万3千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万6千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもの（ほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする）。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雜費及び事務雜費は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ） (略)

イ～オ (略)

(2) 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

① (略)

②路網整備・機能強化

ア 林業専用道（規格相当）の整備

(略)

ア 林業専用道（規格相当）（施設一体型以外）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均3万2千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均3万5千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均3万8千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

ア 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもの（ほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする）。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雜費及び事務雜費は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）～（ウ） (略)

イ～オ (略)

③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。

ア 一貫作業システム

対象経費は主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,896千円/haより20%以上削減され、1,517千円/ha以下となった場合	2／3	1,011千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	758千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林

対象経費は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,340千円/haより20%以上削減され、1,072千円/ha以下となった場合	2／3	714千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	536千円/ha

ウ・エ (略)

オ 関連条件整備活動

③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。

ア 一貫作業システム

対象経費は主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha以下となった場合	2／3	966千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	725千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林

対象経費は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,291千円/haより20%以上削減され、1,033千円/ha以下となった場合	2／3	688千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	516千円/ha

ウ・エ (略)

オ 関連条件整備活動

ア～ウの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、定額の単価は、標準単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費
事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費とする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次のa又はbの経費区分及び内容については、(ア)に準ずる。

ただし、この支援は1施行地につき1度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

②のイ【森林作業道の整備】に準じて標準単価を算定する。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

事業種目	条件	国費充當率(B)	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2／3	2／3	3万1千円/ha
	本体事業の国費充当率が1／2	1／2	2万4千円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)

④先進的な林業機械等の整備

林業機械【素材生産型】(以下この項目において「機械」という。)の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量(事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。)1,000m³当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1／2(沖縄県においては2／3)、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1／4(沖縄県においては1／2)とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)別表第一に掲げる市町村(以下この項目において「被災地域」という。)において実施する場合に限り、素材生産量1,000m³当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1／2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m³当たり240万円(被災地域においては360万円)とし、その助成額の上限は購入価格の1／2(沖縄県においては2／3)とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(3)・(4) (略)

3 (略)

ア～ウの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、定額の単価は、標準単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費
事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費とする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次のa又はbの経費区分及び内容については、(ア)に準ずる。

ただし、この支援は1施行地につき1度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

②のイ【森林作業道の整備】に準じて標準単価を算定する。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

事業種目	条件	国費充當率(B)	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2／3	2／3	2万9千3百円/ha
	本体事業の国費充当率が1／2	1／2	2万4千円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)

④高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】(以下この項目において「機械」という。)の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量(事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。)1,000m³当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1／2(沖縄県においては2／3)、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1／4(沖縄県においては1／2)とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)別表第一に掲げる市町村(以下この項目において「被災地域」という。)において実施する場合に限り、素材生産量1,000m³当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1／2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m³当たり240万円(被災地域においては360万円)とし、その助成額の上限は購入価格の1／2(沖縄県においては2／3)とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(3)・(4) (略)

3 (略)

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費（花粉削減事業費）	花粉の少ない森林への転換促進対策 1・2 (略) 3 先進的な林業機械等の整備 林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000m ³ 当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。 ただし、下記（1）～（3）に該当する場合の定額の単価はそれぞれ記載のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m ³ 当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。 また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。 なお、経費については、Iの2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。 4～6 (略)
II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費（花粉削減事業費）	花粉の少ない森林への転換促進対策 1・2 (略) 3 高性能林業機械等の整備 高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000m ³ 当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。 ただし、下記（1）～（3）に該当する場合の定額の単価はそれぞれ記載のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m ³ 当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。 また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。 なお、経費については、Iの2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。 4～6 (略)

別表3

指標のガイドライン

(略)

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義		目標年度の定義
1 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (略)				
原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業機械等の整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 花粉の少ない森林への転換促進対策 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業機械等の整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入替えにおいては、④のほか燃油使用量の低減（縮減率）又はエネルギー効率の向上（向上率）のいずれか1つを選択し、事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。

⑥～⑧ (略)

別表3

指標のガイドライン

(略)

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義		目標年度の定義
1 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (略)				
原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業機械等の整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策 花粉の少ない森林への転換促進対策 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業機械等の整備 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注) 算定使用量の考え方

①～④ (略)

⑤ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入替えにおいては、④のほか燃油使用量の低減（縮減率）又はエネルギー効率の向上（向上率）のいずれか1つを選択し、事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。

⑥～⑧ (略)

様式 1

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

体質強化・花粉削減計画（変更）

（略）

様式 1

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

体質強化・花粉削減計画（変更）

（略）

原本安定供給計画 (○○県)

1. (略)

2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備・機能強化	林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

3. ~ 7. (略)

8. 地域の森林經營管理の集権・集約化の取組方針

9. (略)

原本安定供給計画 (○○県)

1. (略)

2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備・機能強化	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

3. ~ 7. (略)

(新設)

8. (略)

第1～第3 (略)

第4 木質バイオマスの転換促進に係る取組に関する考え方

※ 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の整備等により、化石燃料から地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマスエネルギーへの転換をどのように推進し、かつ地域の森林資源を持続的に活用しつつ森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を図るのかを記述する。その際、化石燃料代替によるエネルギーコスト削減効果や固定燃料費の収集・生産・加工に係るコスト削減効果等を定量的に記述する。

第5～第11 (略)

第1～第3 (略)

第4 木質バイオマスの転換促進に係る取組に関する考え方

※ 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の整備等により、化石燃料から地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマスエネルギーへの転換をどのように推進し、かつ地域の森林資源を持続的に活用しつつ森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を図るのかを記述する。

第5～第11 (略)

花粉の少ない森林への転換促進計画（都道府県）

第1～第4 (略)

第5 事業概要

事業種別	事業費（国費）	路網整備・機能強化	林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

第6 (略)

花粉の少ない森林への転換促進計画（都道府県）

第1～第4 (略)

第5 事業概要

事業種別	事業費（国費）	路網整備・機能強化	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

第6 (略)

1・2 (略)

3. 実施の内容

(略)	交付金事業 (○○年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1・2 (略)	(略)			(略)
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
再造林の低コスト化				
一貫作業システム	ha			
森林作業道 (関連条件整備)	m			
低コスト再造林	ha			
森林作業道 (関連条件整備)	m			
下刈り	ha			
(略)				
先進的な林業機械等の整備				
(略)	(略)			
4 (略)	(略)			(略)
計				
II 花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1・2 (略)	(略)			(略)
3 先進的な林業機械等の整備				
先進的な林業機械等の整備				
(略)	(略)			
4 (略)	(略)			
計				
合計				

4 (略)

(略)

(注) 計画 (変更) 承認申請の場合は、別記様式1を添付する。

実施結果・達成状況報告の場合は、別記様式2及び3を添付する。

1・2 (略)

3. 実施の内容

(略)	交付金事業 (○○年度補正)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1・2 (略)	(略)			(略)
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
(略)	(略)			(略)
(略)	(略)			(略)
再造林の低コスト化				
人工造林	ha			
森林作業道 (関連条件整備)	m			
(新設)	(新設)			(新設)
(新設)	(新設)			(新設)
下刈り	ha			
(略)				
高性能林業機械等の整備				
(略)	(略)			
4 (略)	(略)			(略)
計				
II 花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1・2 (略)	(略)			(略)
3 高性能林業機械等の整備				
高性能林業機械等の整備				
(略)	(略)			
4 (略)	(略)			
計				
合計				

4 (略)

(略)

(注) 計画 (変更) 承認申請の場合は、別記様式1を添付する。

実施結果・達成状況報告の場合は、別記様式2、3及び4を添付する。

〇〇年度 事業実施予定（〇〇年度補正分）
(都道府県)

(略)

メニュー: 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策のうち生産的な林業機械等の整備

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
生産的な林業機械等の整備	(略)													
(略)	(略)													

(略)

メニュー: 花粉の少ない森林への転換促進対策のうち生産的な林業機械等の整備

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
生産的な林業機械等の整備	(略)													
(略)	(略)													

(略)

(注) 1～3 (略)

4 生産的な林業機械等の整備【木材生産型】する場合は個別指標①に木材生産量、個別指標②に木材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をする場合は導入機械に応じて個別指標①に地被え若しくは下刈りに要する当あたりの人工工数又は苗木運搬に要する苗本1,000本当たりの人工工数を、通信機器等の整備をする場合は個別指標①に通信機器の整備をする場合は個別指標①に利用者数を記載する。また、林業機械の整備【木材生産型】の場合、3か年平均の日数値の3.5年平均について、上段に木材生産量、下段に木材生産性を記載する。

5～9 (略)

10 生産的な林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、備考欄に(ハイブリッド型)と記載する。

11 (略)

12 花粉の少ない森林への転換促進対策における生産的な林業機械等の整備については、備考欄に主な事業地である市町村名を記載する。

(略)

〇〇年度 事業実施予定（〇〇年度補正分）
(都道府県)

(略)

メニュー: 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策のうち高作成林業機械等の整備

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
高作成林業機械等の整備	(略)													
(略)	(略)													

(略)

メニュー: 花粉の少ない森林への転換促進対策のうち高作成林業機械等の整備

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						(略)	(略)
							(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
高作成林業機械等の整備	(略)													
(略)	(略)													

(略)

(注) 1～3 (略)

4 高作成林業機械等の整備【木材生産型】する場合は個別指標①に木材生産量、個別指標②に木材生産性、林業機械の整備【造林保育型】をする場合は導入機械に応じて個別指標①に地被え若しくは下刈りに要する当あたりの人工工数又は苗木運搬に要する苗本1,000本当たりの人工工数を、通信機器等の整備をする場合は個別指標①に通信機器の整備をする場合は個別指標①に利用者数を記載する。また、林業機械の整備【木材生産型】の場合、3か年平均の日数値の3.5年平均について、上段に木材生産量、下段に木材生産性を記載する。

5～9 (略)

10 高作成林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、備考欄に(ハイブリッド型)と記載する。

11 (略)

12 花粉の少ない森林への転換促進対策における高作成林業機械等の整備については、備考欄に主な事業地である市町村名を記載する。

(略)

〇〇年度 事業実施内容及び施設利用状況
(都道府県)

(略)
(注)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)

※ **先進的な林業機械の整備**について、林業機械の整備【素材生産型】をした場合は個別指標①に素材生産量、個別指標②に素材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をした場合は導入機械に応じて個別指標①に地耕え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数を、通信衛星等の整備をした場合は個別指標①に稼働率を、研磨用機械の整備をした場合は個別指標①に利用者数を記載する。

※ 花粉の少ない森林への転換促進対策における**先進的な林業機械の整備**の目標年度の報告については、備考欄に、全素材生産量に占めるスギ素材生産量の割合（3か年分）をバーセントで記載する。

※ (略)
※ (略)
※ (略)

1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

〇〇年度 事業実施内容及び施設利用状況
(都道府県)

(略)
(注)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)
※ (略)

※ **先進的な林業機械の整備**について、林業機械の整備【素材生産型】をした場合は個別指標①に素材生産量、個別指標②に素材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をした場合は導入機械に応じて個別指標①に地耕え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数を、通信衛星等の整備をした場合は個別指標①に稼働率を、研磨用機械の整備をした場合は個別指標①に利用者数を記載する。

※ 花粉の少ない森林への転換促進対策における**先進的な林業機械の整備**の目標年度の報告については、備考欄に、全素材生産量に占めるスギ素材生産量の割合（3か年分）をバーセントで記載する。

※ (略)
※ (略)
※ (略)